

# 令和6年度一般財団法人大垣勤労者福祉サービスセンター事業計画書

## 1 健康管理事業

勤労者等の健康管理に関する事業として、次の事業を行います。

- (1) 人間ドック等の利用助成
- (2) 健康管理意識の普及及び啓発
- (3) スポーツ施設の団体契約締結及び利用助成
- (4) その他、勤労者等の健康管理に関する事業

## 2 余暇活動事業

勤労者等の余暇活動に資する事業として、次の事業を行います。

- (1) バスツアー等及び各種余暇イベントの開催
- (2) 各種レジャー施設利用助成及び団体割引契約の締結
- (3) 各種宿泊施設の利用助成
- (4) コンサート等各種公演のチケットの割引斡旋
- (5) スポーツ観戦チケットの割引斡旋
- (6) その他、勤労者等の余暇活動に資する事業

## 3 生涯学習事業

生涯学習に資する事業として、次の事業を行います。

- (1) 各種講座及び教室の開催
- (2) 各種講座及び教室の受講に対する利用助成
- (3) その他、勤労者等の生涯学習に資する事業

## 4 生活安定事業

勤労者等の生活の安定に関する事業として、次の事業を行います。

- (1) 生活物資等の斡旋
- (2) 特約店契約による生活物資等の割引斡旋
- (3) 生活資金等の融資の斡旋
- (4) 生涯生活設計の情報提供
- (5) その他、勤労者の生活の安定に関する事業

## 5 情報提供事業

勤労者等の福利厚生の情報提供に関する事業として、次の事業を行います。

- (1) ガイドブックの発行及び配付
- (2) パンフレットの製作及び配付
- (3) 情報誌の発行及び配付
- (4) ホームページ及びSNS（LINE、フェイスブック、インスタグラム、X等）の運営
- (5) その他、勤労者等の福利厚生の情報提供に関する事業

## 6 共済給付事業

勤労者等の共済給付に関する事業として、祝金、見舞金、弔慰金等の給付事業を行います。

## 7 施設管理事業

勤労者のための施設の管理に関する事業として、大垣市勤労者総合福祉センター条例（平成15年条例第24号）第3条の規定に基づき、大垣市から委託されている大垣市勤労者総合福祉センターを管理するため、同条例第5条第1項に規定する業務を行います。

## 8 その他の事業

- (1) デジタル技術を活用して、福利厚生事業や施設利用者の利便性の向上を図ります。
- (2) 金融機関とビジネスマッチング契約を締結し、会員募集業務での連携を図ります。